

# 講習概要

高圧ガス保安協会 大分県液化石油ガス教育事務所

講習の種類		講習概要 (目的)	
法定取得資格	国家試験免除科目	丙種化学液石	LPガスに関する製造保安責任者免状を取得したい方で、国家試験科目の一部免除を希望される方。
		第二種販売主任者	LPガスに関する販売主任者免状を取得したい方で、国家試験科目の一部免除を希望される方
		業務主任者の代理者	業務主任者の代理者に選任される方で、講習によりその資格を取得したい方。 ※この講習は、第二種販売主任者講習と同時に開催します。
		設備士第2 設備士第3	液化石油ガス設備士免状を講習により取得したい方。 (対象者) 設備士第2 <b>液化石油ガス設備工事の作業に関する1年以上の経験がある者</b> 設備士第3 ①建設業法第27条第1項の規定に基づく管工事施工管理に合格した者 ②職業能力開発促進法第27条第1項に基づく配管科等を修了した者 ③職業能力開発促進法第28条第1項に基づく指導員免許で職種が配管科 ④職業能力開発促進法第62条第1項に基づく配管技能士以上に合格した者
		充てん作業者 (座学)	LPガスのバルク供給設備への充てん等の作業を行いたい方 ※受講希望者を募りまして、受講希望者にご案内いたします。 ※「実習講習」につきましては、座学検定試験に合格した者が対象になります。
		保安業務員	保安機関において、以下の保安業務を行いたい方。 ①供給開始時点検調査 ②容器交換時等点検(バルク供給設備含) ③定期供給設備点検 ④定期消費設備調査(再調査含) ⑤周知 ⑥緊急時対応 ⑦緊急時連絡
		調査員	保安機関において、以下の保安業務を行いたい方。 ①メーター販売の場合は、容器からメーターまでの供給設備の点検 ～外観検査のみ ②質量販売の場合は、容器から燃焼器具までの消費設備の点検 ～外観検査のみ
		移動監視者 (総合)	従来のI類～IV類のすべての高圧ガスを車両で移動したい方。 ※高圧ガス製造保安責任者(冷凍以外)を取得していれば受講する必要はありません。
講習(義務)	再講習	保安係員	(対象者) 1. 製造保安責任者免状交付年月日より、2年6ヶ月 ①以内に保安係員に選任→免状交付年月日より3年以内に受講 ②以上経過後に保安係員に選任→選任日より6ヶ月以内に受講 2. 平成25年度保安係員講習受講者(平成25年4月1日～平成26年3月31日) 3. 受講期限の切れている方(上記1又は2の期日を経過している方)
		業務主任者	(対象者) 1. 第二種販売主任者免状交付年月日より、2年6ヶ月 ①以内に業務主任者に選任→免状交付年月日より3年以内に受講 ②以上経過後に業務主任者に選任→選任日より6ヶ月以内に受講。 2. 平成25年度業務主任者講習受講者(平成25年4月1日～平成26年3月31日) 3. 受講期限の切れている方(上記1又は2の期日を経過している方) ※業務主任者等の選任・解任届出書は、県に提出後、必ず協会にも届け出て下さい。
		設備士再	(対象者) 1. 平成27年度設備士免状取得者(平成27年4月1日～28年3月31日)初回3年以内 2. 平成25年度再講習受講者(平成25年4月1日～26年3月31日) 2回目以降は5年以内 3. 受講期限の切れている方(上記1又は2の期日を経過している方) ※住所等に変更を生じたときは、高圧ガス保安協会試験センターに書換申請をするとともに、新住所の管轄する協会へ届け出て下さい。
		充てん作業者再	(対象者) 1. 平成27年度充てん作業者講習修了証取得者(平成27年4月1日～平成28年3月31日) 2. 平成25年度充てん作業者再講習受講者(平成25年4月1日～26年3月31日) 3. 受講期限の切れている方(上記1又は2の期日を経過している方)
自主資格	配管用フレキシ管	液化石油ガス設備士免状取得者で、ステンレス製フレキシブル管による施工を行いたい方。 ※受講希望者を募りまして、希望者にご案内いたします。	再講習を法定期限内に受講しないと法令違反となります。